

車輪止め標章 (番 号)							
(登録 (車両) 番号)	号車の所有者・使用者・関係者 殿						
この車には 車輪止め装置 を取り付けています。							
この車を移動しようとする旨を 警察署長まで申告すれば、 この装置を取り除く措置を受けることができます。							
なお、この装置を破損し、又は取り除くと処罰されます。							
取付け年月日時							
取扱者	警察署長						
電話番号	所属 氏名						
違反状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">日 (時間)</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">態 様</td> <td></td> </tr> </table>	日 (時間)		場 所		態 様	
日 (時間)							
場 所							
態 様							
この標章を破損・汚損し、又は取り除くと処罰されます。							
この標章は、申告後に警察署長が取り除きます。							

- 備考 1 「車輪止め標章」及び「車輪止め装置」の文字の書体は、ゴシックとする。
- 2 環状の記号の色彩は青色、その他の記号並びに「車輪止め標章」及び「車輪止め装置」の文字の色彩は赤色、その他の文字の色彩は紺色又は黒色、地の色彩は淡紅色とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 前面ガラス及び運転者席の側面ガラス以外の見やすい箇所に取り付ける場合にあつては、図示の縦寸法又は横寸法を3倍まで拡大することができる。